

資 料

■ 事故災害・感染症等発生時の県教育委員会への報告

事故等の状況		報告の方法	
		FAX・電話	文書
死 亡 事 故		○	○
死 亡 事 故 以 外	死亡のおそれ及び損害賠償責任が発生するおそれのある事故	○	○
	心身に障害が残るおそれのある事故	○	○
	上記以外の交通事故すべて	×	○

感染症 食中毒 等の状況		報告の方法	
		FAX・電話	文書
臨時休業 休 校 学年閉鎖 学級閉鎖	市町村立	○	○
	県 立	○	○
出席停止	市町村立	×	×
	県 立	×	○

（学校保健安全法施行令・規則については、平成21年3月改訂予定のため、本資料ではこれまでの学校保健法施行規則を適用）

市町村立学校（園）については、市（町村）立小中学校管理規則により設置者に報告。設置者は教育事務所を通じて県教委（スポーツ健康課）へ報告。（地教行第54条による）——次ページを参照

県立学校については、県教委（スポーツ健康課）へ報告。（高等学校管理規則第48条第1項、特別支援学校管理規則第43条1項）

感染症・食中毒については、緊急を要するものは先ず設置者と保健所へ速報する。その後文書で報告。（学校保健安全法第19条、学校保健法施行令第6条、同規則第21条）市町村立学校…地教行第54条、県立学校…高等学校管理規則第48条1項、特別支援学校管理規則第43条1項

○速報（FAX及び電話報告を要するもの）は、次の事項を事故発生当日中に行う。

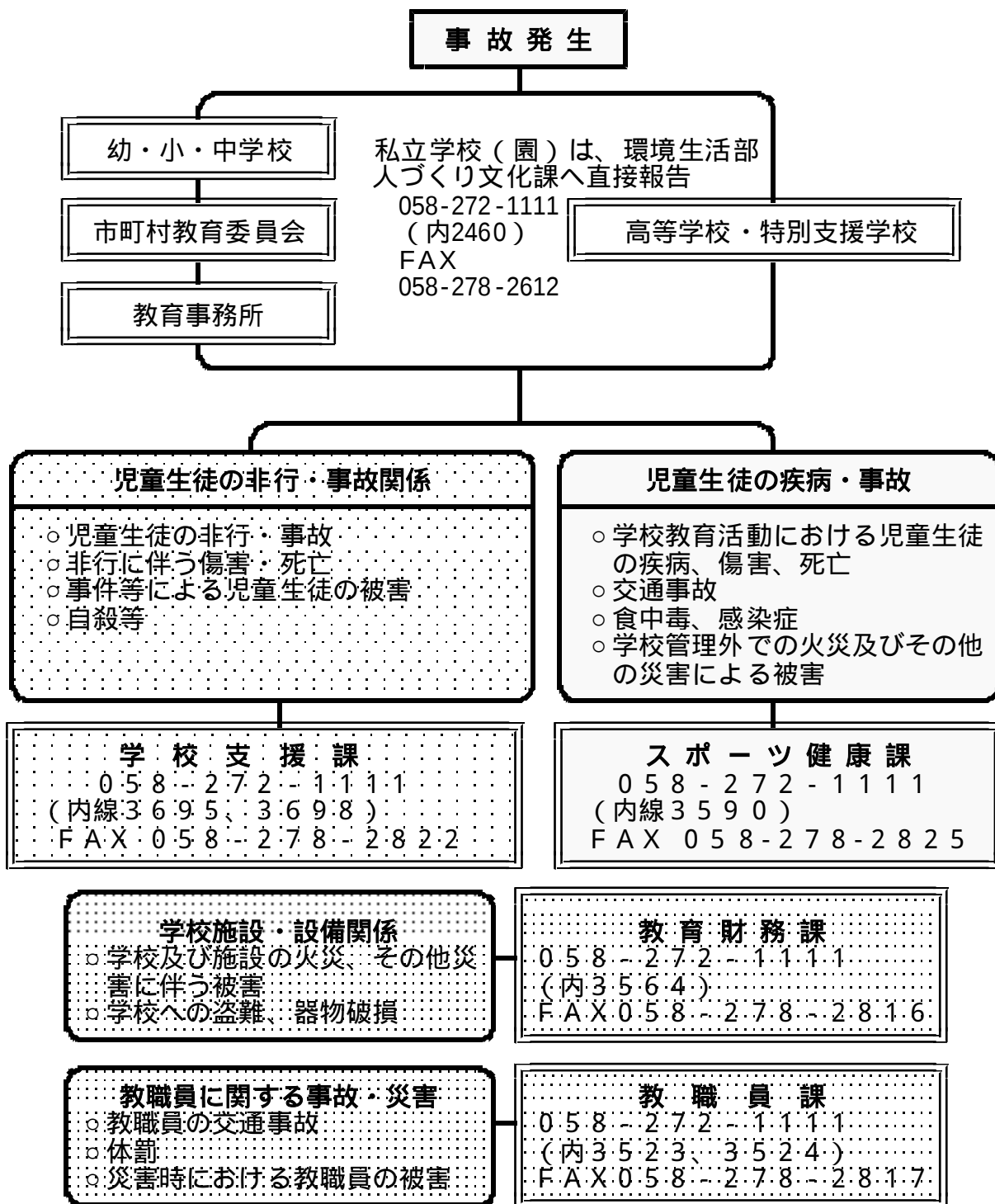
- (1) 学校名
- (2) 被（加）害者児童生徒氏名、学年、性別
- (3) 事故等の概要
- (4) 被（加）害者児童生徒の状況

○感染症（学校保健法施行規則第19条に規定する第1種は、発生した時、第2・3種は集団発生した時）、食中毒（学校給食に起因すると思われるもの）については速報の対象とする。

○文書による報告については、事故発生日より7日以内に行う。

昭和60年12月17日付教保第698号及び昭和58年4月18日付教保第114号（いずれも県教育長通知）による。

■ 学校事故等の報告（平成 19 年度 岐阜県教育委員会）



交通事故及び学校事故の報告にあたって

平成 12 年 4 月 18 日付け教スポ第 127 号「交通事故及び学校事故の第一報について（依頼）」で示した通り、『交通事故及び学校事故等の第一報報告書』（次ページに掲載）に必要事項を記入の上、関係機関へ FAX で送信する。その後、詳細を電話で報告する。（報告書については県管理規則、市町村管理規則の規定に基づく。）

交通事故及び学校事故等第一報報告書

□ 交通事故

□その他の事故

□ 管理下

□ 管理外

発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
学 校 名	校長()
幼児児童 生徒氏名	(フ リ ガ ナ) 第 () 学年 男 ・ 女
1 傷害等の状況	
2 病院名・全治期間	
1 発生場所 ()	
2 時 間 帯	☐ 登校中 ☐ 下校中 ☐ 授業中() ☐ 自 宅 ☐ その他()
3 場 所	☐ 横断歩道 ☐ 交差点 ☐ 道路 ☐ その他()
4 種 類	☐ 徒 歩 ☐ 自転車 ☐ 二輪車 ☐ 自家用車(運転：) ☐ その他()
5 原 因	☐ 飛び出し ☐ 同乗 ☐ その他()
< 事故の概要 >	
第一報報告者氏名()	

岐阜県教育委員会スポーツ健康課

FAX 058-278-2825
電話 058-272-1111 (内3590)

県立学校報告書様式（市町村立学校（園）については市町村の管理規則に基づく）

岐阜県教育委員会
教 育 長 様

（学校文書番号）
平成 年 月 日

（ 学 校 名 ）

校 長



生徒の非行・事故に関する報告書

下記のような非行・事故が発生しましたので、岐阜県管理規則第48条第1項の規定に基づき報告します。

記

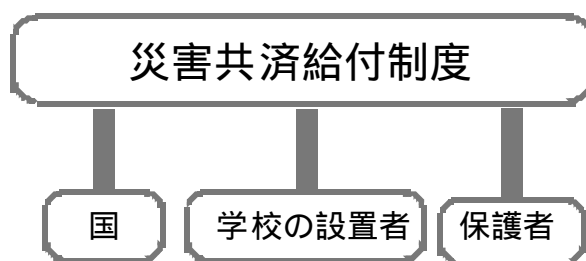
1 非行・事故の名称		
2 発 生 日 時		
3 発 生 場 所		
4 生徒の属する課程、学科、学年、月、氏名、性別、生年月日等		
5 傷 害 の 状 況 ・ 傷害名 ・ 病院名 ・ 全治期間		
6 管 理 面	学校管理下	学校管理外
7 事故の概要		
8 事後措置等		

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 概要

1 災害共済給付制度の性格

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡をいう）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付をいう）を行うものである。その運営に要する経費については、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ負担することになっている。

したがって、この制度は学校の設置者と保護者が負担する共済掛金と国からの補助金により運営されている互助共済制度であり、損害賠償制度や補償制度、あるいは民間の損害保険や生命保険とは異なる制度である。



国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度

2 災害共済給付制度への加入契約

災害共済給付は、学校の設置者が保護者の同意を得てセンターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金を支払うことによって行われる。

3 災害共済給付契約の対象となる学校

義務教育諸学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部若しくは中学部を含む。
高等学校	中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。
高等専門学校	_____
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含む。
保育所	児童福祉法に規定する保育所。

4 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

平成20年度現在

種 類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算。
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障がい、その程度により第1級から第14級に区分される。	障害見舞金 3,770万円～82万円（通学中の災害の場合、1,885万円～41万円）
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（通学中の場合、1,400万円）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円（通学中の場合も同額）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円

（附帯業務）

前表のほか、災害共済給付の附帯業務として以下の業務を行っている。

- ・供花料の支給... 損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、17万円を支給
- ・通院費の支給... へき地にある義務教育諸学校の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円を支給

5 給付の対象となる学校の管理下の範囲

学校の管理下となる場合	例 え ば
1 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき	・各教科（科目） ・道徳 ・自立活動 ・総合的な学習の時間 ・幼稚園・保育所の保育中 ・特別活動（学級活動、ホームルーム、児童会生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
2 学校の教育計画に基づく課外指導を受けているとき	・部活動 ・林間学校 ・臨海学校 ・夏休みの水泳指導 ・生徒指導 ・進路指導など
3 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき	・始業前 ・業間休み ・昼休み ・放課後

4 通常の経路及び方法により通学するとき	・登校（登園）中 ・下校（降園）中
5 上記に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合	・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との往復中 ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中 ・学校の寄宿舎にあるとき ・高等学校の定時制の過程又は通信制の過程に在学する生徒が、学校教育法により技能教育のための施設で教育を受けているとき

6 免責の特約

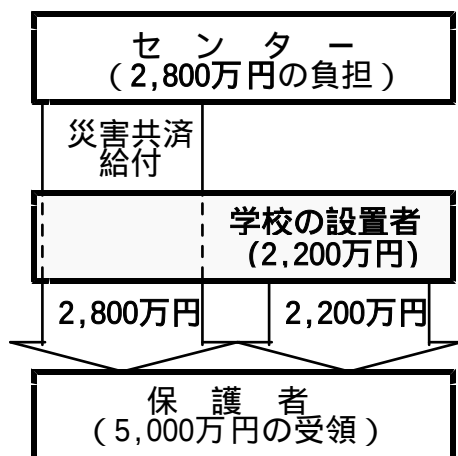
災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合に、センターが災害共済給付を行うことによって、その価額の限度で学校の設置者の損害賠償責任を免れさせる旨の特約（免責の特約）を付けることができる。この場合、学校の設置者は、免責の特約に係る掛金（一人当たり25円、高等学校の通信制は2円）を負担することになる。

（注） センターは、第三者（学校の設置者も含む）の加害行為による災害について給付をおこなったときは、センター法第31条第2項の規定により、給付の価額の限度において被災児童生徒の損害賠償請求権を取得することになるが、学校の設置者が加害者になった場合については、この「免責の特約」が付してあるとセンター法第31条第1項の規定によりセンターが給付した価額の限度で学校の設置者の損害賠償責任が免れるものである。

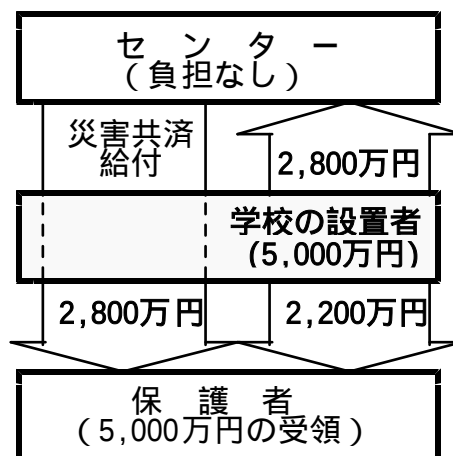
この制度は、センターが被災児童生徒の損害賠償請求権を代位行使することによる学校の設置者の突発的な財政負担が大きくなることを避けるため、これを設置者相互間で分散負担する趣旨で設けられているものである。

例：死亡で損害賠償額が5,000万円

< 免責の特約を付している場合 >



< 免責の特約を付していない場合 >



7 契約、共済掛金について

契 約 一度締結すれば次年度以降は加入児童生徒名簿を更新すればよい。

掛 金 学校の設置者（毎年度、その年度に加入する児童生徒の分を一括）

↓
日本スポーツ振興センター

期 限

- ・災害共済給付契約の締結 5月31日まで
- ・名簿の更新 5月31日まで
- ・共済掛金の支払い 5月31日まで

期限内に支払われた場合...その年度の4月1日以降発生した災害が給付の対象

期限後に支払われた場合...その支払われた日以降発生した災害が給付対象

8 給付について

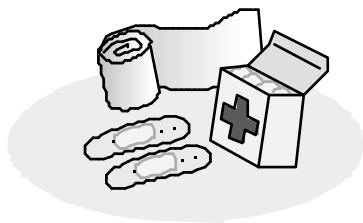
請 求 期 限 医療費と障害見舞金 毎月10日まで
死亡見舞金 その都度

給付を受ける権利の時効 給付事由が生じた日から2年間

医 療 費 の 給 付 期 間 初診から最長10年間

給 付 さ れ な い 場 合

- ・損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付を受けたとき（受けた価額の限度において給付を行わない）
- ・非常災害（風水害、震災等）の場合
- ・義務教育諸学校の要保護児童生徒に係る医療費（生活保護法による医療扶助があるため）
- ・高等学校の生徒、高等専門学校の学生の故意（自殺など）故意の犯罪行為によるもの



給付金の減額がある場合・高等学校の生徒、高等専門学校の学生の自己の重大な過失による災害の場合の障害見舞金及び死亡見舞金



「卒業生及び入学予定者の部活動に関する 日本スポーツ振興センター災害給付について」

中学校、高等学校に関して卒業後・入学前における部活動については「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規定」に以下のように記載されている。

このことを十分踏まえ、各学校においては部活動の計画を立案することが大切である。

- 1 中学校に関して
 - (1) 卒業式後、3月31日までの間の卒業校での部活動
 - ・卒業式前に学校長が承認し、あらかじめ当該校の教育活動に位置付けた部活動に参加する場合、3月31日までの活動が給付対象となる。
 - (2) 卒業式後、3月31日までの間の進学予定校での部活動
 - ・卒業式後、3月31日までの間に進学予定校の部活動に参加した場合は、給付対象とならない。
- 2 高等学校に関して
 - (1) 卒業式後、3月31日までの間の卒業校での部活動
 - ・指導要録上の卒業日翌日からの活動は給付対象とならない。
 - (2) 入学予定者の4月1日からの入学式前日までの間の部活動
 - ・4月1日からの指導要録上の入学日前日までの活動は、給付の対象とならない。

(平成20年3月17日付け教スポ第1169号通知)

県内市町村の防災関連部署連絡先一覧 (平成20年度現在)

市町村名	担当課・係	電話番号(代表)	FAX番号
岐阜市	都市防災政策課	058-265-4141	058-265-3857
羽島市	防災交通課 防災係	058-392-1111	058-394-0250
各務原市	防災交通課	058-383-1111	058-380-1158
岐南町	消防防災課	058-259-7260	058-240-0268
笠松町	総務課	058-388-1111	058-387-5816
北方町	総務課 庶務 商工観光係	058-323-1111	058-323-2963
瑞穂市	総務部 総務課	058-327-4111	058-327-7414
本巣市	総務課 総務係	0581-34-5020	0581-34-3273
山県市	総務課	0581-22-2111	0581-27-2075
大垣市	生活安全課 防災安全係	0584-81-4111	0584-81-3347
海津市	消防課 防災係	0584-53-4949	0584-53-3636
養老町	総務課	0584-32-1100	0584-32-2686
垂井町	企画調整課 生活安全係	0584-22-1151	0584-22-5180
関ヶ原町	総務課 生活安全係	0584-43-1111	0584-43-3122
神戸町	総務課 総務係	0584-27-3111	0584-27-8224
輪之内町	総務課	0584-69-3111	0584-69-3119
安八町	総務部 総務課	0584-64-3111	0584-64-5014
揖斐川町	総務課 消防防災係	0585-22-2111	0585-22-0093
大野町	総務広報課 広報係	0585-34-1111	0585-34-2110
池田町	総務課 庶務係	0585-45-3111	0585-45-8314
美濃加茂市	防災安全課 消防防災係	0574-25-2111	0574-25-3917
可児市	総務部 防災安全課 消防防災係	0574-62-1111	0574-63-4406
坂祝町	総務課 防災係	0574-26-7111	0574-27-1808
富加町	総務課 行政グループ	0574-54-2111	0574-54-2461
川辺町	総務企画課	0574-53-2511	0574-53-2374
七宗町	総務課 防災対策係	0574-48-1111	0574-48-2239
八百津町	防災安全対策室	0574-43-2111	0574-43-0969
白川町	経営管理課 行政グループ	0574-72-1311	0574-72-1317
東白川村	総務課 行政係	0574-78-3111	0574-78-3099
御嵩町	総務管理課 地域防災係	0574-67-2111	0574-67-4072
関市	交通防災課	0575-22-3131	0575-23-7748
美濃市	総務課 防災係	0575-33-1122	0575-35-2059
郡上市	総務部 総務課 危機管理係	0575-67-1121	0575-67-1711
多治見市	情報防災課 情報防災グループ	0572-22-1111	0572-24-0621
瑞浪市	総務部 危機管理室	0572-68-2111	0572-68-8749
土岐市	総務課 防災係	0572-54-1111	0572-53-0020
中津川市	防災対策課	0573-66-1111	0573-66-1375
恵那市	総務部 防災対策課	0573-26-2111	0573-25-6150
高山市	企画課・企画 地域戦略グループ	0577-32-3333	0577-35-3174
飛騨市	総務部 総務課	0577-73-7461	0577-73-7077
白川村	総務課 消防係	05769-6-1311	05769-6-1709
下呂市	総務部 総務課	0576-24-2222	0576-25-3250

岐阜県における警報・注意報の基準

資料提供：岐阜地方気象台

警 報 基 準		注 意 報 基 準	
暴 風	平均風速が17m/s以上	強 風	平均風速が12m/s以上
暴風雪	平均風速が17m/s以上でかつ雪を伴う	風 雪	平均風速が12m/s以上でかつ雪を伴う
大 雪	美濃平地 40cm以上	大 雪	美濃平地 20cm以上
	飛騨平地 50cm以上		飛騨平地 30cm以上
	美濃・飛騨山地 80cm以上		美濃山地 40cm 飛騨山地 50cm以上
大 雨	R ₁	情報が各地区ごとに細分化されているため、以下のホームページを参照。 ○ 気象庁ホームページ → 警報・注意報の基準ページ → 岐阜県をクリック http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html	
	R ₃		
洪 水	R ₁	情報が各地区ごとに細分化されているため、以下のホームページを参照。 ○ 気象庁ホームページ → 警報・注意報の基準ページ → 岐阜県をクリック http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html	
	R ₃		
注1) R₁、R₃、R₂₄：13時間、24時間雨量を示す 注2) RT は、総雨量を示す 注3) 大雪警報・大雪注意報の基準は、24時間降雪の深さである		雷	落雷等により被害が予想される場合
		乾燥	気象官署の最小湿度25%以下、かつ実効温度60%以下
		濃 霧	視程が100m以下
		霜	早霜・晩霜期に最低気温が3℃以下
なだれ	24時間降雪の深さが30cm以上で積雪70cm以上になる場合	低 温	低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合
	積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合	着氷・着雪	著しい着氷・着雪が予想される場合
	積雪の深さが70cm以上あって、降雪が予想される場合	融 雪	融雪による被害が予想される場合

様式第 1 号 (その 1) 「警戒宣言発令時対策状況」

高等学校用

F A × 送信票	災害対策本部 教育部あて
報告先 (別表 1)	報告者 電話 - -

日 時	月 日 午前 午後 時 分				第 回報告
学 校 名	高校 (全・定) (いずれかを○で囲む)				学校番号
対策本部設置状況	設 置 済 ・ 未 設 置				
生徒の状況 (A=B+C+D) 注 1 学校行事等で学校外にいる生徒については () に内数で記入する。 注 2 その他生徒とは、欠席等により学校の管理下でない生徒である	学年	在 籍 (A)	保 護 (B)	下 校 (C)	そ の 他 (D)
	1		()	()	
	2		()	()	
	3		()	()	
			()	()	
	合計		()	()	
	保護生徒の状況				
	下校生徒の状況				
校外活動の有無及び状況 無・有 (有の場合その状況)			その他生徒の状況		
教 職 員 の 状 況 (E=F+G)	在 籍 (E)	在 校 (F)	不 在 (G)		
	在校教職員の状況				
	不在教職員の状況				
地 域 の 状 況 その他特記事項					

* 警戒宣言発令後 1 時間以内を目安に第 1 報を報告する。

様式第 1 号 (その 2) 「警戒宣言発令時対策状況」

特別支援学校用

F A X 送信票	災害対策本部 教育部あて
報告先 (別表 1)	報告者 電話 - -

日 時	月 日		午前 午後	時 分	第 回報告			
学 校 名	学校・分校・分教室				学校番号			
対策本部設置状況	設 置 済 ・ 未 設 置							
学校内保護幼児 ・ 児童生徒数 ()内は在籍者数	幼稚園部	3 歳	()	中学部	1 学年	()		
		4 歳	()		2 学年	()		
		5 歳	()		3 学年	()		
		小 計	()		小 計	()		
	小学部	1 学年	()	高等部	1 学年	()		
		2 学年	()		2 学年	()		
		3 学年	()		3 学年	()		
		4 学年	()		小 計	()		
		5 学年	()	専攻科	1 学年	()		
		6 学年	()		2 学年	()		
		小 計	()		3 学年	()		
		合 計	()		小 計	()		
保護幼児・児童生徒の状況								
下校幼児・児童 生徒数	幼稚部		3 歳		4 歳		5 歳	
	小学部		1 学年		2 学年		3 学年	
			4 学年		5 学年		6 学年	
	中学部		1 学年		2 学年		3 学年	
	高等部		1 学年		2 学年		3 学年	
	専攻科		1 学年		2 学年		3 学年	
	合 計							
教職員の状況	在 籍(E)	在 校(F)	不 在(G)					
校外活動の有無	無・有 (有の場合その状況)							
地 域 の 状 況								
その他特記事項								

* 警戒宣言発令後 1 時間以内を目安に第 1 報を報告する。

様式第2号(その1) 「災害時被災状況」

高等学校用

F A × 送信票	災害対策本部 教育部あて
報告先(別表1)	報告者 電話 - -

日 時	月 日 午前 午後 時 分	第 回報告				
学 校 名	高校(全・定)(いずれかを○で囲む)	学校番号				
対策本部設置状況	設 置 済 ・ 未 設 置					
生徒の状況 (A=B+C+D+E) 上段:保護生徒数 下段:下校生徒数 ・「その他」の欄には、欠席等により学校の管理下でない生徒または学校の管理下において所在が確認できない生徒数を記入 ・()内には、学校行事等で学校外にいる生徒数(内数)を記入	学 年	在 籍(A)	無 事(B)	負 傷(C)	死 亡(D)	その他(E)
	1		---()---	---()---	---()---	
	2		---()---	---()---	---()---	
	3		---()---	---()---	---()---	
			---()---	---()---	---()---	
	保護生徒数	-	()	()	()	
	下校生徒数	-	()	()	()	
	合 計		()	()	()	
負傷生徒の状況(負傷原因・負傷程度等)						
死亡生徒の状況(死亡原因等)						
その他生徒の状況						
教職員の状況 (F=G+H+I+J+K) ・「その他」の欄には、出勤しているが所在が確認できない教職員数を記入	在 籍(F)	無 事(G)	負 傷(H)	死 亡(I)	その他(J)	不 在(K)
	負傷教職員の状況(負傷原因・負傷程度等)					
	死亡教職員の状況(死亡原因等)					
その他教職員の状況						
施設(設備)の被災状況	A 全壊 D 設備損傷のみ B 一部半壊(使用不可) E 被害なし C 一部半壊(使用可)		損傷の状況			
			被害額			
復旧の見込み	A 復旧不能 B 1ヶ月程度 C 1週間程度					
地域の状況	□ 避難所となっている()人・□ いない					
その他特記事項 (授業再開の支障となる事項等)						

*地震発生後速やかに第1報を報告する。

様式第2号(その2)「災害時被災状況」

特別支援学校用

F A × 送信票	災害対策本部 教育部あて
報告先(別表1)	報告者 電話 - -

日 時	月 日 午前 午後 時 分	第 回報告				
学 校 名	高校(全・定)(いずれかを○で囲む)	学校番号				
対策本部設置状況	設 置 済 ・ 未 設 置					
負傷者の状況	幼稚部	軽傷	重傷	死亡		
	小学部	軽傷	重傷	死亡		
	中学部	軽傷	重傷	死亡		
	高等部	軽傷	重傷	死亡		
	専攻科	軽傷	重傷	死亡		
	合 計	軽傷	重傷	死亡		
帰宅できない人員	幼稚部	3 歳	4 歳	5 歳		
	小学部	1 学年 4 学年	2 学年 5 学年	3 学年 6 学年		
	中学部	1 学年	2 学年	3 学年		
	高等部	1 学年	2 学年	3 学年		
	専攻科	1 学年	2 学年	3 学年		
	合 計					
食料・飲料水	食料 日分 飲料水(1)					
寝具等の状況						
施設(設備)の被災状況	A 全壊 B 一部半壊(使用不可) C 一部半壊(使用可)	D 設備損傷のみ E 被害なし	損傷の状況 被 害 額			
復旧の見込み	A 復旧不能 B 1ヶ月程度 C 1週間程度					
教職員の状況 (E=F+G+H+I+J)	在 籍(E)	無 事(F)	負 傷(G)	死 亡(H)	そ の 他(I)	不 在(J)
地 域 の 状 況	□ 避難所となっている(人)・ □ いらない (簡潔に、具体的に)					
その他特記事項	(簡潔に、具体的に)					
授業再開の支障となる事項						

* 地震発生後速やかに第1報を報告する。

様式第 3 号 (その 1) 「警戒宣言発令時対策状況」

小・中学校用

F A X 送信票		市町村教育委員会あて	
報告先	報告者	電話	- -

日 時	月 日 午前 午後 時 分			第 回報告
学 校 名	学校・分校・分教室			学校番号
対策本部設置状況	設 置 済 ・ 未 設 置			
学 校 内 保 護 児 童 生 徒 数	学年	在 籍 者 数	保 護 児 童 生 徒 数	下 校 児 童 生 徒 数
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	合計			
保護幼児・児童 生徒の状況				
教 職 員 の 状 況	在 校 教 職 員 数	不 在 教 職 員 数	在 籍 教 職 員 数	
校外活動の有無	無・有 (有の場合その状況)			
地 域 の 状 況				
その他特記事項				

* 警戒宣言発令後 1 時間以内を目安に第 1 報を報告する。

様式第4号(その2) 「災害時被災状況」

小・中学校用

FAX送信票		市町村教育委員会あて	
報告先	報告者	電話	-

日	時	月	日	午前 午後	時	分	第	回報告
学 校 名							学校番号	
対策本部設置状況		設置済 ・ 未設置						
負傷者の状況		児童生徒	軽 傷	人	重 傷	人	死 亡	人
		教 職 員	軽 傷	人	重 傷	人	死 亡	人
		避難住民	軽 傷	人	重 傷	人	死 亡	人
帰宅できない 人 員		人	1 学年	人	2 学年	人	3 学年	人
			4 学年	人	5 学年	人	6 学年	人
食料・飲料水		食料 日分 飲料水 (1)						
寝具等の状況								
施設(設備)の 被災状況		A 全壊 D 設備損傷のみ B 一部半壊(使用不可) E 被害なし C 一部半壊(使用可)			損傷の状況			
					被害額			
復旧の見込み		A 復旧不能 B 1ヶ月程度 C 1週間程度						
地域の状況		☐ 避難所となっている (人) ・ ☐ いない (簡潔に、具体的)						
その他特記事項								
授業再開の支障 となる事項								

* 地震発生後速やかに第1報を報告する。

参考文献

文部科学省（含文部省）

- 非常災害時における子どもの「心のケアのために 改訂版」 平成 15 年 8 月
- 「子どもの心のケアのために - P T S D の理解とその予防」 平成 18 年 3 月
- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 平成 13 年 11 月
- 水泳指導の手引（二訂版） 平成 16 年 3 月
- 小学校「安全指導の手引（三訂版）」 平成 5 年 1 月
- 中学校「安全指導の手引（三訂版）」 平成 6 年 8 月
- 「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」 平成 10 年 3 月

日本体育・学校健康センター

- 文部科学省監修「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 平成 13 年 11 月
- 文部科学省監修「学校における水泳事故防止必携（新訂版）」 平成 12 年 3 月

財団法人全日本交通安全協会

- 警察庁交通局監修「交通安全教育指針（普及版）」 平成 11 年 4 月
- 日本学校保健会「学校保健委員会マニュアル」 平成 12 年 2 月

各都道府県教育委員会

- 静岡県教育委員会「学校の地震防災対策マニュアル」 平成 8 年 3 月
- 石川県教育委員会「学校教育活動における安全管理の手引（改訂版）」 平成 9 年 3 月
- 茨城県教育委員会「保健・安全教育の手引」 平成 8 年 3 月

日本体育協会「熱中症予防ガイドブック」

平成 12 年 4 月

日本蘇生学会編「教職員のための心肺蘇生法の手引」

平成 13 年 11 月

岐阜県（含市町村）

- 消防防災課「岐阜県地域防災計画」 平成 11 年 修正
- 教育委員会「学校保健安全教育・管理の手引」 昭和 62 年 3 月
- 教育委員会「学校防災マニュアル」 平成 9 年 3 月
- 教育委員会「心のキャッチボール【改訂版】」 平成 19 年 3 月
- 羽島郡二町教育委員会「安全指導の手引」 平成 11 年 2 月

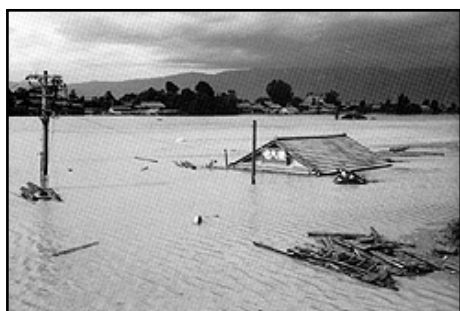
写真提供

- 北方町立幼稚園
- 中津川市立東小学校
- 高山市立北小学校
- 可児市立旭小学校
- 可児市立南帷子小学校
- 岐阜地方气象台



岐阜県 関係各課

- 岐阜県警察本部交通部交通企画課
- 危機管理課・防災課
- 環境生活部環境生活政策課
- 県土整備部道路維持課
- 教育委員会：教育総務課、教育財務課、学校支援課、特別支援教育課、スポーツ健康課



9.12長良川 (S51)



上宝村栃尾(S54)

平成 2 1 年 3 月

編 集 岐 阜 県 教 育 委 員 会
 ス ポ ー ツ 健 康 課

〒500-8570

岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

電 話 058-272-1111

F A X 058-278-2825